

事務連絡  
令和2年4月10日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・各指定都市消防本部

御中

消防庁危険物保安室

厚生労働省による特定アルコールの配布に係る消防法令の運用について

新型コロナウイルス感染症対策として、今後、厚生労働省において、医療機関等に対し、手指消毒用エタノール<sup>※1</sup>の代替品としての特定アルコール<sup>※2</sup>（高濃度エタノール）を配布することとされています（別添1「医療機関における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（令和2年4月8日付け厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）参照）。

については、特定アルコールの配布に係る消防法令の運用において、留意すべき事項を以下に取りまとめましたので、お知らせします。

また、貴職におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

※1 手指消毒用エタノール：手指・皮膚の消毒を目的とした医薬品及び医薬部外品たるエタノールのこと。

※2 特定アルコール：アルコール事業法（平成12年法律第36号）における工業用アルコール（90度以上のエチルアルコール）であって、酒類原料への不正使用を防止する価格（加算額）を含んだアルコールのこと。使用等に際し、アルコール事業法令に基づく事前許可等が必要ないもの。

## 記

### 1 配布過程における一時的保管について

配布の過程において、指定数量以上の特定アルコールを配送業者等において一時的に保管する場合については、仮貯蔵・仮取扱いとして運用することができること。また、その際は、「消毒用アルコールの安全な取扱い等について」（令和2年3月18日付け消防危第77号。以下「77号通知」という。）や「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第

364号・消防危第171号。以下「171号通知」という。)を踏まえ、安全を確保しつつ、迅速かつ弾力的な運用に配慮されたいこと。

なお、一時的な保管の期間が10日を超えることとなる場合は、仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認ができること。

(参考)「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」における繰り返し承認に係る留意事項(171号通知から抜粋)

- ・ 1回の承認の期間は法令上、10日以内となること。
- ・ 安全確保のため、消防機関による定期的な現場確認を行うこと。また、そのような機会を捉えて安全対策の徹底を図ること。
- ・ 繰り返し承認は無制限に認めるのではなく、必要な期間に留めること。

## 2 少量危険物の貯蔵・取扱いの届出について

特定アルコールが配布された医療機関等から、少量危険物の貯蔵・取扱いとしての届出がなされた場合においては、77号通知を踏まえ、安全を確保しつつ、迅速かつ弾力的な運用に配慮されたいこと。

なお、少量危険物の屋内での貯蔵・取扱いに当たっては、適切な避難経路を確保するため、主要な避難経路上を避ける等の対応に留意されたいこと。

また、安全を確保しつつ、迅速かつ弾力的な運用をした事例があれば、当該事例について消防庁まで報告されたいこと。

## 3 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

別添2のリーフレットにおいて、消毒用アルコールの安全な取扱いについて取りまとめたので、適宜活用されたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:齋藤、鈴木、勝本、平野、羽田野

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

事務連絡  
令和2年3月30日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕

衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての  
特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について

衛生主管部局に対しては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）により、臨時的・特例的な対応として、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないことを周知していたところです。

同事務連絡も踏まえ、手指消毒用エタノールの需要を賄うことができない医療機関等に対しては、都道府県からの要請に基づき、国からアルコール事業法（平成12年法律第6号）に規定する特定アルコールを、手指消毒用エタノールの代替品として無償配布した場合にどの程度のニーズがあるか、検討したいと考えております。

については、別添の摘要を踏まえ、仮に代替品の無償配布があった場合のニーズについて、令和2年4月3日（金）中に別紙様式に必要事項を記載の上、ご提出をお願いいたします（詳細は別紙様式）。

なお、提出は、施設及び数量を各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載されているメールアドレス宛てに提出いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ・別紙様式提出先)  
厚生労働省医薬品等物資班  
Email [shoudokuyaku@mhlw.go.jp](mailto:shoudokuyaku@mhlw.go.jp)

## 摘要

- 国から配布された特定アルコールを適切に薄めて使用する場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）の2.における要件を満たすものとして取り扱うこと。
- 配布の対象（要件）については、自施設の責任の下で、手指消毒用として高濃度エタノールを適切に調整、管理及び使用し、そのための適切な体制（薬剤の取扱いに精通した医師、薬剤師等、希釈の設備・器具等）をとることができる医療機関等を念頭に置いているものであること。
- 仮に無償配布を行った場合には、無償配布を受けた医療機関等については、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）に基づく優先供給スキームの対象外とすること。  
上述の対象の要件に該当する医療機関等においては、他の施設分の手指消毒用エタノールを確保する観点から、原則として、優先供給スキームではなく、今回の無償配布により手指消毒用エタノールを確保することを検討されたいこと。
- 配布予定の特定アルコールは、エタノール濃度が95vol%程度（想定している製品規格は、「特定アルコールの使用の手引き」の参考のとおり）であることから、原則70～83vol%に希釈して使用することを想定していること。
- 配布の最小単位は、18L入り一斗缶であること。
- 使用にあたっては、「特定アルコールの使用の手引き」（令和2年3月30日版。改訂した場合は最新版）を参照すること。
- 送付については運送会社による直接配送を想定していること。
- なお、実際に無償配布を行うこととなった場合には、本調査の結果をベースに配布することを検討していること。

# 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

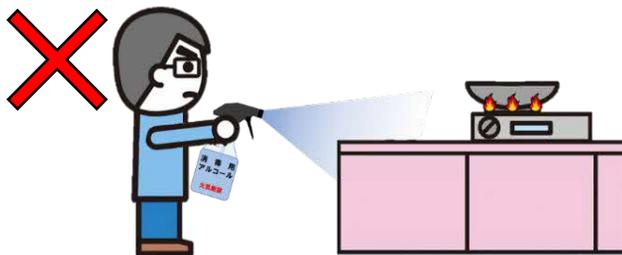
## アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

## ⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさげましょう。

